

監査報告書

令和2年5月25日

学校法人 岩手医科大学 理事会 御中

学校法人 岩手医科大学

監事 小野寺 勉 

監事 池田 克典 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人岩手医科大学寄附行為第18条の規定に基づき、学校法人岩手医科大学の令和元（2019）年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）における法人の業務及び財産の状況について監査を行いましたので、次のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監査にあたっては、理事会に出席して意見を述べ、評議員会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告及び内部統制の状況についての報告を受けるとともに、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査を行う会計監査人からの報告を受け、内部監査室とも連携して、法人の業務及び財産の状況について調査を行いました。

2. 監査結果

- (1) 法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する事実のないことを認めます。
- (2) 財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、附属明細表）は、法人の財産及び収支の状況を正しく示しているものと認めます。

監査報告書

令和2年5月25日

学校法人 岩手医科大学 評議員会 御中

学校法人 岩手医科大学

監事 小野奇勲 

監事 池田克典 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人岩手医科大学寄附行為第18条の規定に基づき、学校法人岩手医科大学の令和元（2019）年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）における法人の業務及び財産の状況について監査を行いましたので、次のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監査にあたっては、理事会に出席して意見を述べ、評議員会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告及び内部統制の状況についての報告を受けるとともに、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査を行う会計監査人からの報告を受け、内部監査室とも連携して、法人の業務及び財産の状況について調査を行いました。

2. 監査結果

- (1) 法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する事実のないことを認めます。
- (2) 財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、附属明細表）は、法人の財産及び収支の状況を正しく示しているものと認めます。